

大分市分別収集計画

第 1 0 期

大分市

令和 4 年 6 月

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体である市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが必要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」）第8条に基づいて、一般廃棄物に係る容器包装廃棄物の分別収集、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図り、資源循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は次のとおりである。

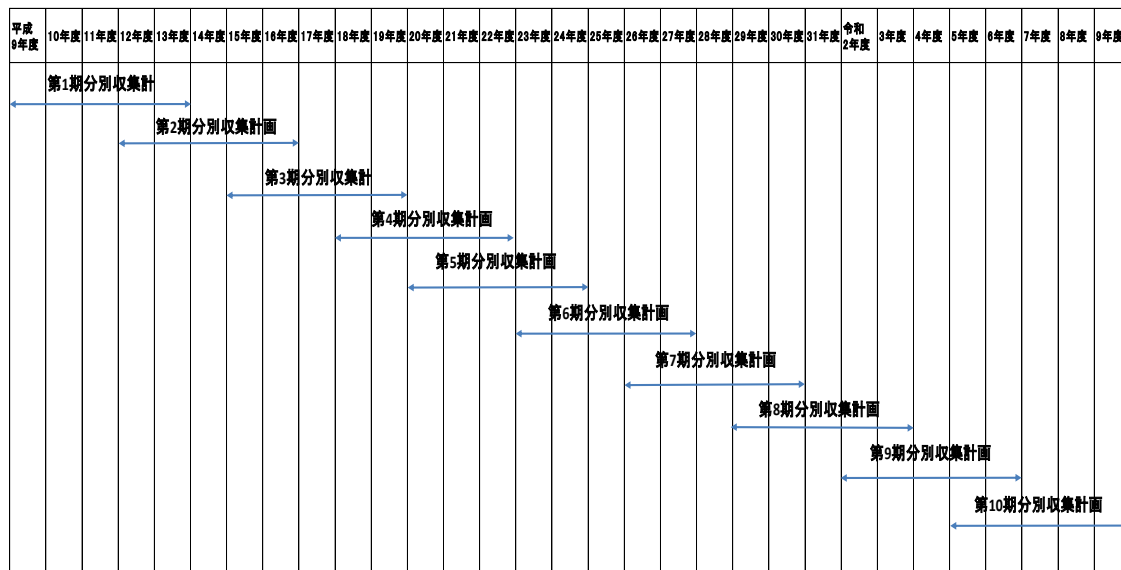
「みんなの工夫と実践で、環境負荷を一層低減し、循環型社会の実現を目指す」

- ・一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち
- ・環境に配慮した適正なごみ処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

第1期	平成	9年度～平成13年度
第2期	平成	12年度～平成16年度
第3期	平成	15年度～平成19年度
第4期	平成	18年度～平成22年度
第5期	平成	23年度～平成27年度
第8期	平成	29年度～平成33年度
第9期	令和	2年度～令和6年度
第10期	令和	5年度～令和9年度



4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物排出量	19,427t	19,426t	19,406t	19,386t	19,366t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政等が、それぞれの立場から排出抑制のための役割を認識し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）家庭ごみの発生と排出の抑制・減量化の推進

① 「4R」の推進

「4R」とは、「リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）」の4つの頭文字をとったものであり、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）を作ろうとするものである。

「4R」のライフスタイルに転換を促すため、あらゆる機会を活用して、情報発信や啓発、環境教育・学習を推進し、市民、事業者、行政の意識改革を進める。

② 分別の徹底

リサイクルの推進には、正しい分別が必要なことから、市報やホームページ、家庭ごみ分別事典等による啓発をはじめ、「まちづくり出張教室」や「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」の開催など、双方向の情報交流により分別の徹底を図る。

(2) 事業系ごみの発生と排出の抑制・減量化の推進

事業系ごみの減量に向けた各種施策の推進と徹底、チラシの配布、ホームページ等での掲載等により、事業者へ啓発し、自らの取り組みによるごみの発生と排出の抑制・減量化を促進する。

① 排出事業者への指導の徹底・強化

事業系廃棄物の発生抑制と減量化を推進するため、排出事業者に対して適正な分別方法等の啓発と指導を行う。

② 大規模事業所ごみ減量推進事業の推進

減量計画書の提出やその進行状況の確認などによる指導を徹底し、大規模事業所のごみ減量・リサイクルを推進する。

③ エコショップ認定事業の推進

認定事業所の広報を行い、事業の普及・拡大に努める。

(3) 再使用・再生品の利用促進

① 不用品の再使用・再利用の活動の支援

フリーマーケットや不用品の交換、リサイクルショップの活用等に関する情報の提供と活動団体への助言や支援を行い、多くの市民が参加できるよう効果的な普及と活動を推進する。

(4) ごみ処理費用の適正負担

家庭ごみの減量とリサイクルを推進することと、ごみ処理に係る費用負担の公平性を図るため、家庭ごみ有料化制度を実施しており、引き続き、本制度の定着を図り、ごみ減量・リサイクルを推進する。

(5) 環境教育・学習の充実

① 大分エコライフプラザの運営

地球温暖化等の環境問題を学習し、循環型社会の形成に向けた市民一人ひとりの取り組みを行うための活動拠点として活用する。

② 自主的環境教育・学習の推進及び支援

③ 幼稚園、小・中学校におけるごみ・環境教育の充実

幼稚園、小・中学校における地球温暖化等の環境問題を含めた「ごみ・環境教育」の充実を図る。

④ ごみに関する環境情報の提供

ごみに対する関心を高めるため、毎月のごみの排出量など、ごみに関する情報を様々な広報媒体を活用し積極的に提供する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

平成9年度から開始した「缶・びん・ペットボトル」及び平成13年度からの「その他の紙類」の分別収集の実施状況及び処理施設の現状並びに再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集における容器包装廃棄物の種類を現行どおり、下表左欄のように定める。

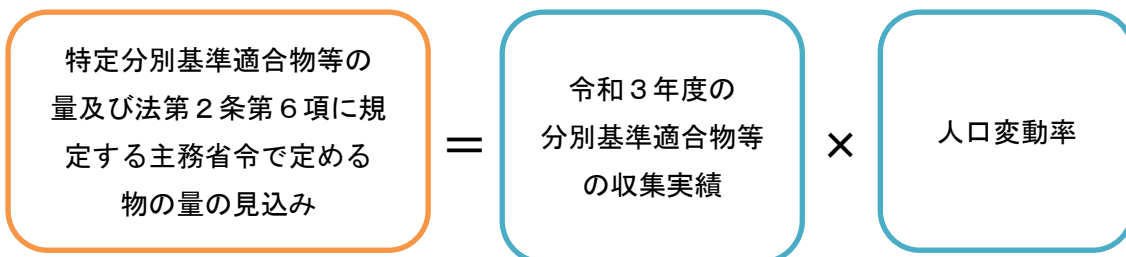
また、市民の協力度、収集体制等を考慮し、収集に係る分別の区分は、現行どおり下表右欄のとおりとする。

分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶・びん
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器	
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		その他紙類
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの (ペットボトル以外)		プラスチック製容器包装 (資源プラ)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	令和5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	295 t		295 t		295 t		295 t		295 t	
主としてアルミ製の容器	715 t		715 t		715 t		715 t		715 t	
無色のガラス製容器	(合計) 207 t		(合計) 207 t		(合計) 206 t		(合計) 206 t		(合計) 206 t	
	(引渡)量 207 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 207 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 206 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 206 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 206 t	(独自処理)量 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 379 t		(合計) 379 t		(合計) 379 t		(合計) 379 t		(合計) 379 t	
	(引渡)量 379 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 379 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 379 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 379 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 379 t	(独自処理)量 0 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 106 t		(合計) 106 t		(合計) 106 t		(合計) 106 t		(合計) 106 t	
	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 106 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	92 t		92 t		92 t		92 t		92 t	
主として段ボール製の容器	1,283 t		1,283 t		1,283 t		1,282 t		1,282 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 904 t		(合計) 904 t		(合計) 904 t		(合計) 904 t		(合計) 904 t	
	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 904 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 904 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 904 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 904 t	(引渡)量 0 t	(独自処理)量 904 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	(合計) 1,278 t		(合計) 1,278 t		(合計) 1,278 t		(合計) 1,278 t		(合計) 1,278 t	
	(引渡)量 1,278 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,278 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,278 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,278 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1,278 t	(独自処理)量 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ※白色トレイを含む	(合計) 3,176 t		(合計) 3,175 t		(合計) 3,175 t		(合計) 3,175 t		(合計) 3,174 t	
	(引渡)量 3,143 t	(独自処理)量 32 t	(引渡)量 3,143 t	(独自処理)量 32 t	(引渡)量 3,143 t	(独自処理)量 32 t	(引渡)量 3,142 t	(独自処理)量 32 t	(引渡)量 3,142 t	(独自処理)量 32 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法



また、人口変動率は次の通り設定した。(令和4年3月31日時点 476,386人)

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
人口変動推移 (予測)	477,940人 (対前年度比) 99.99%	477,900人 (対前年度比) 99.99%	477,406人 (対前年度比) 99.90%	476,913人 (対前年度比) 99.90%	476,419人 (対前年度比) 99.90%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	スチール製の容器	缶・びん	分別収集	リサイクルプラザ
	アルミ製の容器			
びん	無色のガラス製容器		集団回収	回収業者、中間処理業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック	拠点回収	授産施設
			集団回収	回収業者、古紙問屋等
	段ボール製の容器	その他紙類	分別収集	古紙問屋
		段ボール	集団回収	回収業者、古紙問屋等
		その他紙類	分別収集	古紙問屋
	上記以外の紙製容器包装	その他紙類	集団回収	回収業者、古紙問屋等
			分別収集	古紙問屋
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	分別収集	リサイクルプラザ
			集団回収	回収業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	分別収集	リサイクルプラザ

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、分別収集した「缶・びん」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」は、本市のリサイクルプラザにおいて業者委託による選別、圧縮、保管作業を行い、指定法人（法第21条）ルートによるリサイクルを基本とする。

また、分別収集した紙パック、段ボール、その他紙類は、委託により選別・梱包等を行いそれぞれの取引先へ売り捌きを行う。

令和9年度には、新環境センターを稼働する計画で整備を進める。

分別収集の用に供する施設等計画

容器包装廃棄物の種類		分別の区分 【回収方法】	収集容器	収集車両	中間処理
缶	スチール製の容器	缶・びん 【分別収集】 【集団回収】	透明・半透明袋	【分別収集】 パッカー車又はプレス車 【集団回収】 トラック	リサイクルプラザで中間処理後、缶は独自ルートによる処理、びんは指定法人ルートにて処理 集団回収による回収品は、回収業者による独自処理
	アルミ製の容器				
びん	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙	主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック 【拠点回収】	回収ボックス	トラック	授産施設の独自ルートによる処理
		紙パック 【集団回収】	ひもで縛る	トラック	回収業者の独自ルートによる処理
		その他紙類 【分別収集】	透明・半透明袋又はひもで縛る	パッカー車又はプレス車	古紙問屋の独自ルートによる処理
	主として段ボール製の容器	段ボール 【集団回収】	ひもで縛る	トラック	回収業者の独自ルートによる処理
		その他紙類 【分別収集】	透明・半透明袋又はひもで縛る	パッカー車又はプレス車	古紙問屋の独自ルートによる処理
	主として紙製容器包装であって上記以外のもの	その他紙類 【集団回収】	ひもで縛る	トラック	回収業者の独自ルートによる処理
		その他紙類 【分別収集】	透明・半透明袋又はひもで縛る	パッカー車又はプレス車	古紙問屋の独自ルートによる処理
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル 【分別収集】 【集団回収】	透明・半透明袋	【分別収集】 パッカー車又はプレス車 【集団回収】 トラック	リサイクルプラザで中間処理後、指定法人ルートにて処理 集団回収による回収品は、回収業者による独自ルートによる処理
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 【分別収集】	透明・半透明袋	パッカー車又はプレス車	リサイクルプラザにて中間処理後、指定法人ルートにて処理 （一部独自処理）

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 家庭ごみのリサイクルの推進

① 分別の徹底等に向けた啓発活動の充実

分別の徹底と排出モラルの向上を図るための効果的な啓発活動を行う。

② 有価物集団回収運動の促進

有価物集団回収団体への報償金や、物品の貸与・支給等を行い、有価物集団回収を促進する。

③ 牛乳パック拠点回収の充実

本庁・各支所・地区公民館に回収ボックスを設置し、地域の授産施設が回収を行う。

④ 資源物の持ち去り対策

「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で、ごみステーションに出された資源物の持ち去り行為を禁止しており、リサイクルおおいた等で周知する。

(2) 事業系ごみのリサイクルの促進

① 啓発活動の充実

ごみ減量・リサイクルに関する事業者意識の高揚を図るため、各事業団体への啓発チラシの配布等の啓発活動を行う。

② 公共施設からの資源物回収

分別の周知徹底など、行政自ら資源化に積極的に取り組み、その成果を活用し各事業所へ普及拡大を図る。

(3) 大分市クリーン推進員の育成・強化

今後とも、市民の環境に対する意識の高揚と清掃事業の円滑な運営を図るため、自治会毎に配置するクリーン推進員の育成・強化に努める。